

報告第10号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容		
1	発生日時・場所	平成30年8月22日 午後2時30分頃 飛騨市神岡町殿1081番地19 老人保健施設たかはら駐車場内		
	事故の概要	市営バス運行受託事業者が、かみおか循環乗合タクシーをたかはら前バス停へ向かって徐行させていたところ、車両左側から相手車両が当方車両に接触したため、双方の車両が破損した。		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損	
	相手方損害額	—	470,000円	
	市の過失割合		40%	
	損害賠償金	—	188,000円	
	内 訳	保険金	—	188,000円
		一般財源	—	0円
	専決年月日	平成30年10月22日 専決第12号		

項 目		内 容	
発生日時・場所		平成30年8月22日 午後2時30分頃 飛騨市神岡町殿1081番地19 老人保健施設たかはら駐車場内	
事故の概要		市営バス運行受託事業者が、かみおか循環乗合タクシーをたかはら前バス停へ向かって徐行させていたところ、左側から一般車両が当方車両に接触したため、当方車両の乗客が床面に足をぶつけ受傷した。	
相手方		[REDACTED]	
事故の種類		人身	物 損
相手方損害額		105,610円	—
市の過失割合		100%	
損害賠償金		105,610円	—
内 訳	保険金	105,610円	—
	一般財源	0円	—
専決年月日		平成30年11月21日 専決第16号	